

令和 5年 6月30日

## 姫路市有料老人ホーム設置指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、姫路市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）に基づき、市内に有料老人ホームを設置し、及び運営しようとする者に対し、市が要請する設置手続等について定めるものとする。

2 この要綱の規定は、行政手続法（平成5年法律第88号）第4章及び第5章の規定の趣旨に沿って運用するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する施設のうち、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けるものを除くものをいう。
- (2) 設置希望者 市内に有料老人ホームを設置しようとする者をいう。
- (3) 設置者 市内に有料老人ホームを設置し、及び運営している者をいう。

### (介護付有料老人ホームの設置)

第3条 市長は、姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画に基づき、その範囲内で介護付有料老人ホームの設置届出を受け付けるものとする。

2 市長は、あらかじめ期間を定めて、当該年度の介護付有料老人ホームの募集を行い、介護付有料老人ホームの設置希望者のうちから、選考により第5条に規定する事前協議を行う者を決定するものとする。

### (事前協議)

第4条 設置希望者は、設置しようとする有料老人ホームについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発許可又は同法第43条の規定による建築許可の申請前（開発許可の対象外の場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認の申請前）に、次条の事前協

議を行わなければならない。

第5条 設置希望者は、有料老人ホーム設置計画事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）により、設置しようとする有料老人ホームの設置計画の詳細について市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の事前協議書の提出を受けたときは、内容を確認した上で、設置希望者に対して有料老人ホーム設置計画事前協議済書（様式第2号。以下「事前協議済書」という。）を交付するものとする。

3 前項の事前協議済書の交付後に、当該有料老人ホームの設置若しくは運営に関して関係法令等に抵触する事実が判明した場合又は市が行う指導若しくは協力要請に設置希望者が従わなかった場合は、市長は、有料老人ホーム設置計画事前協議取消通知書（様式第3号）により前項の事前協議済書による通知を取り消す旨を、設置希望者に通知することができる。

4 設置希望者は、事前協議済書の受領後に、当該有料老人ホームに係る開発許可、建築許可又は建築確認の申請を行うものとする。

（届出等）

第6条 事前協議済書による通知を受けた設置希望者は、前条第4項の建築確認を受けたときは、速やかに有料老人ホーム設置届（様式第4号）により、法第29条第1項の規定による届出を行うものとする。

2 前項の有料老人ホーム設置届には、事前協議済書の写しを添付するものとする。

3 市長は、第1項の有料老人ホーム設置届を受理したときは、届出内容が適切か確認し、有料老人ホーム設置届受理書（様式第5号）により設置希望者に通知するものとする。なお、届出内容に不備等が認められる場合は、市長は、設置希望者に必要な修正等を行わせることができる。

4 設置希望者は、前項の有料老人ホーム設置届受理書の受領後に、入居者の募集を開始するものとする。

（工事の着工届等）

第7条 前条第3項の有料老人ホーム設置届受理書を受けた設置希望者は、当該有料老人ホームについて相当数の入居者が確保され、かつ、法で定められた前払金に係

る返還債務の保全措置が講じられた後に、工事の着工を行うものとする。

- 2 設置希望者は、工事を着工しようとするときは、あらかじめ、建設工事工程表、入居見込者名簿若しくは合理的に算出された入居見込者推定値及び前払金返還債務保証書（該当する場合のみ）を添付した建設工事着工届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（事業開始届）

第8条 設置希望者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、有料老人ホーム事業開始届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の有料老人ホーム事業開始届には、重要事項説明書、建物の登記事項証明書、建物外観及び施設内主要設備の写真並びに建築基準法第7条の検査を受けたことを証する書類を添付するものとする。

（変更届）

第9条 設置者は、前条第1項の有料老人ホーム事業開始届の内容に変更が生じたときは、法第29条第2項の規定に基づき、変更の日から1月以内に、当該変更事項に係る関係書類を添付して、有料老人ホーム事業変更届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（廃止届等）

第10条 設置者は、有料老人ホーム事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第29条第3項の規定に基づき、その廃止又は休止の日の1月前までに、有料老人ホーム事業廃止（休止）届（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（増改築の取扱い）

第11条 第4条から第7条までの規定は、設置者が有料老人ホームを増改築しようとする場合について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に、改正前の要綱に基づく事前申出及び事前協議を行っている

設置希望者については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第1号（第5条第1項関係）

年 月 日

（宛先）姫路市長

所在地

名称

代表者職氏名

有料老人ホーム設置計画事前協議書

下記の有料老人ホームの設置を計画したので、姫路市有料老人ホーム設置指導要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて協議します。

記

- 1 施設の名称、類型及び表示事項
- 2 施設の設置予定地
- 3 設置主体及び経営主体
- 4 入居定員 名  
（内訳）居室 名 居室 室  
（一時介護室 名）（一時介護室 室）
- 5 施設の規模及び構造
  - (1) 敷地面積及び地目  $m^2$
  - (2) 建築面積  $m^2$
  - (3) 延床面積  $m^2$
  - (4) 敷地の所有者名（買収（予定）の場合は買収（予定）年月日、買収（予定）価格、  
借地の場合は年間借地料）
  - (5) 建物の構造 造 階建て
  - (6) 建物の所有関係（自己所有・借家）  
（借家の場合 年間借家料 円）
  - (7) 施設設備の概要

6 施工計画

着工予定年月日                    年    月    日

竣工予定年月日                    年    月    日

事業開始予定年月日                年    月    日

7 職員の配置（職種別人員）

8 施設の管理（管理規程、夜勤体制、嘱託医、提携（協力）医療機関、防災計画、研修計画）

9 入居者に対するサービスの内容

10 利用料及び前払金（額及びその算定方法、前払金返還の内容及びその方法）

11 入居対象者及び入居者募集方法

※ 増改築に係る事前協議においては、増改築によって変更が生じることのみを協議すること

様式第2号（第5条第2項関係）

第 号  
年 月 日

（設置希望者） 様

姫路市長

有料老人ホーム設置計画事前協議済書

下記の有料老人ホーム設置計画については、姫路市有料老人ホーム設置指導要綱5条に基づく事前協議済であることを認めます。

なお、建築確認後、速やかに老人福祉法第29条第1項に基づく届出を市長に提出してください。

記

- 1 施設の名称
- 2 設置予定地
- 3 設置・運営主体の名称
- 4 代表者氏名

様式第3号（第5条第3項関係）

第 号  
年 月 日

（設置希望者） 様

姫路市長

有料老人ホーム設置計画事前協議取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付した有料老人ホーム設置計画事前協議済書につきましては、下記のとおり取り消しましたので通知いたします。

記

・取消対象となる事前協議の内容

- 1 施設の名称
- 2 設置予定地
- 3 設置・運営主体の名称
- 4 代表者氏名

・取消事由



様式第4号（第6条第1項関係）

年 月 日

（宛先）姫路市長

設置者

氏名

有料老人ホーム設置届

老人福祉法による有料老人ホームを下記のとおり設置したいので、同法第29条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 2 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 事業開始の予定年月日
- 4 施設の管理者の氏名及び住所
- 5 施設において供与される介護等の内容

（併せて届け出る事項）

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- (3) 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (4) 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- (5) 施設の運営の方針
- (6) 入居定員及び居室数
- (7) 職員の配置の計画
- (8) 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額

- (9) 前払金に係る保全措置を講じたことを証する書類
- (10) 前払金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容
- (11) 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- (12) 長期の収支計画
- (13) 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対して交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居者契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成された文書

※1 増改築に係る届出においては、増改築によって変更が生じることのみを届け出ること

※2 事前協議書に添付した書類で内容に変更がないものは省略可

※3 介護付有料老人ホームの設置を希望する場合で、既に事前に提出した書類のうち、内容に変更がないものは省略可

※4 本届出を行ったことをもって、姫路市有料老人ホーム設置運営指導指針に適合したことを意味するものではない

様式第5号（第6条第3項関係）

第 号  
年 月 日

（設置希望者） 様

姫路市長

有料老人ホーム設置届受理書

年 月 日付けで提出された標記届出については、下記のとおり受理しましたので通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 設置予定地（設置地）
- 3 設置者の氏名及び住所
- 4 入居定員及び居室数
- 5 事業開始予定年月日（事業開始年月日）
- 6 その他特記事項

様式第6号（第7条第2項関係）

年 月 日

（宛先）姫 路 市 長

所 在 地

名 称

代表者職氏名

建設工事着工届

下記のとおり有料老人ホームの建設工事を着工するので、姫路市有料老人ホーム設置指導要綱第7条第2項の規定により、関係書類を添付の上届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 設置地
- 3 着工年月日
- 4 竣工予定年月日
- 5 事業開始予定年月日

様式第7号（第8条第1項関係）

年 月 日

（宛先）姫 路 市 長

所 在 地

名 称

代表者職氏名

有料老人ホーム事業開始届

下記のとおり有料老人ホーム事業を開始しましたので、姫路市有料老人ホーム設置指導要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添付の上届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設竣工年月日
- 3 事業開始年月日
- 4 事業開始当初入居者数

※ 事前協議書、設置届に添付した書類で内容に変更がないものは省略可

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）姫路市長

設置者

氏名

有料老人ホーム事業変更届

老人福祉法の規定による有料老人ホームを下記のとおり変更したいので、同法第29条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 名称及び所在地
- 2 変更事項「                      」  
変更前  
変更後
- 3 変更年月日              年 月 日
- 4 入居者の措置状況（本変更により、入居者に影響が及ぶ場合に限る）

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）姫路市長

設置者

氏名

有料老人ホーム事業廃止（休止）届

年 月 日第 号により姫路市長から設置届を受理した旨を通知された  
有料老人ホームの事業を、下記のとおり廃止（休止）したので、老人福祉法第29条第  
3項の規定により届け出ます。

記

- 1 名称及び所在地
- 2 事業を廃止（休止）した理由
- 3 入居者の措置状況
- 4 事業を廃止（休止）した年月日 年 月 日